

「ケアハウス九頭竜」 利用料金表

(改正令和5年12月20日改正)
令和5年4月1日より適用

① 基本料金

● 一般入居者(月額料金)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000 円	46,940 円	32,800 円	89,740 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円	46,940 円	32,800 円	92,740 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円	46,940 円	32,800 円	95,740 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円	46,940 円	32,800 円	98,740 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円	46,940 円	32,800 円	101,740 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円	46,940 円	32,800 円	104,740 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円	46,940 円	32,800 円	109,740 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円	46,940 円	32,800 円	114,740 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円	46,940 円	32,800 円	119,740 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円	46,940 円	32,800 円	124,740 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円	46,940 円	32,800 円	129,740 円
12	2,500,001～2,600,000円	57,000 円	46,940 円	32,800 円	136,740 円
13	2,600,001～2,700,000円	64,000 円	46,940 円	32,800 円	143,740 円
14	2,700,001～2,800,000円	71,000 円	46,940 円	32,800 円	150,740 円
15	2,800,001～2,900,000円	78,000 円	46,940 円	32,800 円	157,740 円
16	2,900,001～3,000,000円	85,000 円	46,940 円	32,800 円	164,740 円
17	3,000,001円以上	90,786 円	46,940 円	32,800 円	170,526 円

● 特定施設入居者生活介護対象者(月額料金)

対象収入による階層区分		事務費	生活費	管理費	計
1	1,500,000円以下	10,000 円	46,940 円	32,800 円	89,740 円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000 円	46,940 円	32,800 円	92,740 円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000 円	46,940 円	32,800 円	95,740 円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000 円	46,940 円	32,800 円	98,740 円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000 円	46,940 円	32,800 円	101,740 円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000 円	46,940 円	32,800 円	104,740 円
7	2,000,001～2,100,000円	30,000 円	46,940 円	32,800 円	109,740 円
8	2,100,001～2,200,000円	35,000 円	46,940 円	32,800 円	114,740 円
9	2,200,001～2,300,000円	40,000 円	46,940 円	32,800 円	119,740 円
10	2,300,001～2,400,000円	45,000 円	46,940 円	32,800 円	124,740 円
11	2,400,001～2,500,000円	50,000 円	46,940 円	32,800 円	129,740 円
12	2,500,001円以上	55,244 円	46,940 円	32,800 円	134,984 円

<備考>・事務費、生活費は福井市が定める料金です。

・上記は月額料金です。

・「対象収入」とは、前年の収入から所得税・住民税等の租税、社会保険料、医療費、当施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入です。

・ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個別の対象収入とします。なお、その額が150万円以下の場合、ご夫婦のそれぞれの事務費は30%減額した7,000円となります。

・11月から3月の期間は冬季加算(4,220円/月)を別途徴収させていただきます。

・月の途中で入居もしくは退居された場合は、日割り計算とします。

・「特定施設入居者生活介護対象者」の方は②介護保険利用料金がかかります。

② 介護保険利用料金(特定施設入居者生活介護対象者のみ) 月額(30日の場合) (単位:円)

要支援・要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
イ) 介護基本サービス費 (基本報酬単価)	(182)×30 5,460	(311)×30 9,330	(538)×30 16,140	(604)×30 18,120	(674)×30 20,220	(738)×30 22,140	(807)×30 24,210	
各種加算	ロ) 科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40	40	
	ハ) サービス提供体制強化加算 I	(22)×30	(22)×30	(22)×30	(22)×30	(22)×30	(22)×30	(22)×30
		660	660	660	660	660	660	660
	ヘ) 夜間看護体制加算	—	—	(10)×30	(10)×30	(10)×30	(10)×30	(10)×30
		—	—	300	300	300	300	300
ト) 介護職員処遇改善加算(I) イ、ロ、ハ、ニで算定された額に加算率(8.2%)を乗じた額	(イ+ロ+ハ+ヘ)×8.2%							
チ) 介護職員等特定処遇改善加算 I (加算率1.8%)	(イ+ロ+ハ+ヘ)×1.8%							
	111	181	309	344	382	417	454	
リ) ベースアップ等支援加算(加算率1.5%)	(イ+ロ+ハ+ヘ)×1.5%							
	92	150	257	287	318	347	378	
基本報酬10円に地域区分7級地(係数3%)および人件費割合(45%)係数を加算した額(報酬単価)に イ、ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リで算定された額を乗じた額のうち1割(または2割または3割)	(イ+ロ+ハ+ヘ+ト+チ+リ)×(10+1.4%)							
	69,641	113,395	193,785	216,174	239,912	261,622	285,025	
	62,676	102,055	174,406	194,556	215,920	235,459	256,522	
	6,965	11,340	19,379	21,618	23,992	26,163	28,503	

* 上記利用料金は個人負担1割の方の料金です

<必要・実績時>上記の表の各種加算として加える。

ニ) 若年性認知症入居者受入加算 (65歳の誕生日の前々日まで対象 120単位/日)
若年認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合。

ホ) 退院・退所時連携加算 (入居から30日以内 30単位/日)
医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合。

③その他料金

水道料金 個室の水道料金を一律1,000円/月徴収させていただきます。

電気料金 毎月の基本料金1,000円/月、20kwを超える部分について1kw時当たり30円で計算させていただきます。

電話料金 かけた場合の実費を頂きます。

駐車場代 施設敷地内3,000円/月

その他各入居者固有の要望によるサービス料は別途徴収致します。